

北海道洞爺湖サミット ～「不拡散」分野の背景と目指す成果～

平成20年6月

外務省軍縮不拡散・科学部



不拡散を巡る国際情勢

北朝鮮の核・ミサイル問題

核・ミサイル開発は、我が国のみならず、国際社会の平和と安全に対する重大な脅威。

【主な経緯】

- 03年 1月 NPT脱退を表明
2月 5メガワット実験炉を再稼働
- 05年 9月 六者会合共同声明採択「すべての核兵器及び既存の核計画の放棄」に合意
- 06年 7月 弾道ミサイル発射を強行
安保理決議1695を採択
10月 核実験実施発表
安保理決議1718を採択
- 07年 2月 六者会合成果文書「初期段階の措置」採択
7月 IAEAによる寧辺の核施設の活動停止・封印の監視・検証開始
10月 六者会合成果文書「第二段階の措置」採択
11月 寧辺の3核施設の無能力化活動開始

イランの核問題

過去20年近くにわたりIAEAに申告せずにウラン濃縮実験等を実施。安保理決議に反してウラン濃縮関連活動等を継続・拡大。

【主な経緯】

- 02年 8月 イラン反体制派が同国の秘密裏の核施設建設を公表
- 06年 2月 イランがウラン濃縮活動を再開
06年 7月以降、累次にわたり安保理決議（決議1696（06年）1737（同）1747（07年）1803（08年））を採択
- EU3（英仏独）+ 3（米露中）や我が国は累次にわたりイランに働きかけ
- 08年 5月 イランは独自提案を提示。ただし、濃縮関連活動には言及なし
6月 福田総理がイランのアフマディネジャード大統領に直接働きかけ
EU3+3が濃縮等の停止の見返りとなる包括的提案の改訂版をイラン側に提示

NPTを基礎とする国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦

G8としての力強いメッセージの発出

北海道洞爺湖サミットで目指す成果

● 北朝鮮

- 六者会合の合意に従って北朝鮮がすべての核兵器と既存の核計画を放棄するよう、またそのために着実なステップを取るよう、強いメッセージを打ち出す。
- 拉致問題等の人道上の懸念を含む諸懸案の早期解決に向け、国際社会として強いメッセージを打ち出す。

● イラン

- イランが累次の国連安保理決議に従いウラン濃縮関連活動停止等を行い、問題解決に向けた国際社会の努力に前向きに対応するよう、強く求めるメッセージを打ち出す。



北海道洞爺湖サミットで目指す成果

- NPTを始めとする軍縮・不拡散体制の強化
 - 特に、2010年NPT運用検討会議の成功に向けたG8(核兵器国を含む)の結束をアピールする。
- 透明な核兵器削減
 - 米露英仏の核兵器削減措置(注)を踏まえ、全ての核兵器国に対して透明な形で核兵器を削減するよう求める。

4核兵器国による核兵器削減措置

米	露	英	仏
<p>・中距離核戦力(INF)全廃条約、START及びモスクワ条約上の義務(作戦配備戦略核を2012年までに1700～2200まで削減)を遵守。 ・2012年までに運用可能な核弾頭保有数を冷戦期の4分の1に削減する。 (2007年12月 大統領府)</p> <p>・核関連施設を3割減にすることを中心とした「核兵器関連複合体の転用計画案」を発表。 (2007年12月 ダゴスティーノ長官)</p> <p>・START後継文書につき法的拘束力を持たせることで合意。 (2008年4月 米露戦略枠組み宣言)</p>	<p>・中距離核戦力(INF)全廃条約、START及びモスクワ条約上の義務(戦略核総数を2012年までに1700～2200まで削減)を遵守。 (2008年 NPT第二回準備委)</p> <p>・START後継文書につき法的拘束力を持たせることで合意。 (2008年4月 米露戦略枠組み宣言)</p>	<p>・運用可能な核弾頭数を160発以下にする。(20%の削減) ・新しい原潜の保有により核抑止システムを維持。 (2006年「英国の核抑止の将来」白書) 2008年2月、ブラウン国防相はジュネーブ軍縮会議での演説で上記措置に再度言及。</p>	<p>・航空機搭載核戦力を3分の1削減。その結果、核弾頭数は300以下になる(冷戦時の最高期に比して半数以下)。 (2008年3月 サルゴジ大統領演説)</p>



北海道洞爺湖サミットで目指す成果

● G8グローバル・パートナーシップ(注)の発展

- ロシアにおける退役原潜解体等に焦点を絞ってきた国際協力イニシアティブは、2010年までに全ての退役原潜解体の見通しが立つなど、一定の成果を挙げてきた。なお、原潜解体後に残る廃棄物や使用済み燃料の保管、処理や化学兵器廃棄等がなされる必要があり、対ロシア協力は継続する。
- 同時に、今後、協力対象をグローバルに拡大する。大量破壊兵器等不拡散のためのグローバルな支援・協力を一層強化すべく、今後、「拡大されたグローバル・パートナーシップ」の具体的焦点を見出すための作業が行われる。

(注)2002年のカナダスキス・サミットで合意された、露からの大量破壊兵器及びその関連物質等の拡散の防止のための協力を主たる目的とするイニシアティブ。露における退役原潜解体、化学兵器廃棄、大量破壊兵器関連科学者の再雇用等を重点取組分野としてきた。



加えて、全世界における取組の強化へ

- ・原子力関連施設やその他の大量破壊兵器関連物質取扱施設(微生物研究所等)の防護強化(外部フェンスの設置・更新、核物質探知機の設置、防護システム構築等)
- ・WMD関連物質のセキュリティ確保
- ・輸出管理・不拡散政策の策定・実施
- ・WMD関連条約の普遍化・履行促進等のための啓発・人材育成



北海道洞爺湖サミットで目指す成果

- 核兵器不拡散条約(NPT)のすべての義務に従って同条約に規定された平和的目的のための原子力の利用を行うというすべての締約国の奪い得ない権利を再確認する。
- 同時に、原子力平和利用に際しては「3S」(核不拡散(safeguards)、原子力安全(safety)、核セキュリティ(security))の最も高い基準にコミットするとのメッセージを打ち出す。

